

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

少額配当は申告した方が得？損？

Q：私はサラリーマンですが、株を少々所有していますので、平成7年中の所得は給与のほかに株の配当があります。

確定申告はしなければならないのでしょうか。

配当金は次のとおりです。

- A社配当金 10万円 (年1回配当)
- B社配当金 30万円 (")

A：「少額配当」は、「確定申告」と「20%の源泉分離課税」のいずれかを選択することができます。どちらが有利か計算し比較する必要があります。

【解説】配当金は、受ける人が「株式等に係る源泉分離課税の選択申告書」を提出している場合は、35%の源泉税が差し引かれますが、そうでない場合は、源泉税は20% (所得税15%、住民税5%) となっています。

配当金は、配当所得として確定申告するのが原則ですが、「少額配当」については申告不要制度があります。

「少額配当」は、1銘柄1回の配当金が5万円以下 (配当計算期間が1年の場合は10万円以下) の場合です。

ご質問の場合、B社からの配当金は10万円を超えていますので、確定申告をする必要があります。A社からの配当金は、「確定申告」と「20%の源泉分離課税」のいずれかを選択することができますので、どちらが有利かを比較検討する必要があります。

今年は昨年に引き続き特別減税がありますので、そのことも考慮して計算してみてください。

